

ハローワークだより

1月号

月報はさま

迫 公 共 職 業 安 定 所

登米市迫町佐沼字内町42-10

TEL 0220-22-8609 FAX 0220-22-9579

ご案内

事業主の皆様へ

高年齢者活用促進セミナーについて

わが国においては急速な少子高齢化の進展により労働力人口の減少が見込まれる中高年齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働き続けることのできる「生涯現役社会」の構築が求められており、高齢者を社会経済の支え手として、また、企業経営における戦力として、有効に活用することが重要な課題となっております。

これらのことを踏まえて、高齢者の雇用について御理解をいただき、具体的な取組みを進めていただくために「高齢従業員戦力化の課題と対策」をテーマとした、高年齢者活用促進セミナーを開催することといたしました。

詳しくは、下記にお問合せください。

申込締切日は平成28年1月15日までとなっております。

*** 定員40名に達し次第締め切りとさせていただきます。**

日 時 平成28年1月25日（月） 13:30～15:30

会 場 宮城県大崎合同庁舎5階（501会議室）
（大崎市古川旭4丁目1番1号）

お問合せ先

迫公共職業安定所 専門援助部門

TEL: 0220-22-8609 FAX: 0220-22-9579

職業紹介関係取扱状況 [11月内容]

	9月	10月	11月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
新規求職者数	414人	433人	357人	▲ 17.6	▲ 1.9
有効求職者数	1,563人	1,583人	1,523人	▲ 3.8	▲ 7.1
新規求人数	483人	565人	528人	▲ 6.5	10.5
月間有効求人数	1,416人	1,380人	1,405人	1.8	6.4
有効求人倍率	0.91倍	0.87倍	0.92倍	0.05 P	0.12 P
紹介件数	594件	591件	532件	▲ 10.0	▲ 2.9
就職件数	203件	208件	211件	1.4	8.8
基本手当受給者実人員	318人	286人	259人	▲ 9.4	▲ 24.5
基本手当支給額	38,442千円	35,692千円	29,372千円	▲ 17.7	▲ 17.7

— 窓口の動き —

新規求職者数は前月比で17.6%、前年同月比で1.9%減少した。有効求職者数は前月比で3.8%、前年同月比では7.1%減少した。

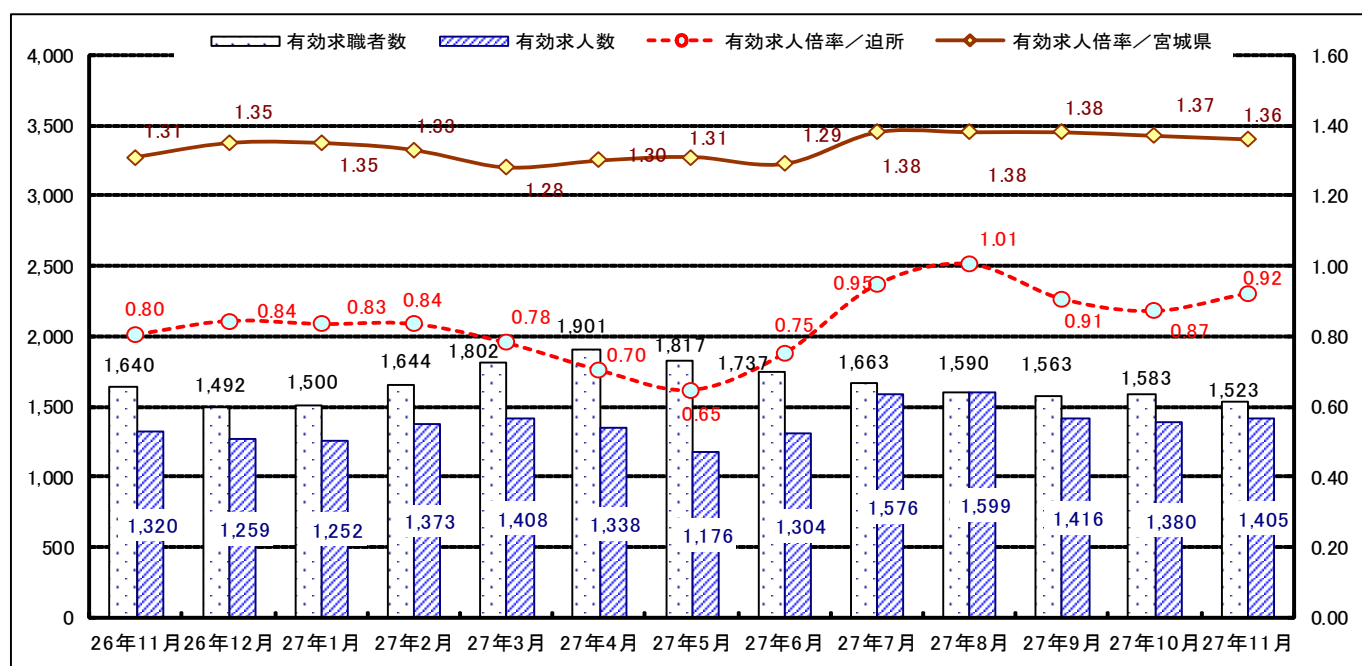
新規求人数は前月比で6.5%減少したが、前年同月比では10.5%増加した。月間有効求人数は前月比で1.8%前年同月比では6.4%増加した。

有効求人倍率は0.92倍で、前月比で0.05ポイント、前年同月比でも0.12ポイント増加した。また、宮城県は1.36倍、全国は1.25倍となっている。

雇用保険受給者実人員は、前月比で9.4%、前年同月比では24.5%減少した。

求人・求職・求人倍率の推移

(求人倍率: 求職者一人に対し、求人数がどのくらいあるかを表す)



宮城県の特定(産業別)最低賃金が改正されました

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	26.10.16
	710円	
	726円	27.10.3

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	811円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	26.12.15
	827円		27.12.13
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	769円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務 又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	26.12.19
	783円		27.12.18
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	778円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	26.12.15
	795円		27.12.25

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

支払われる賃金*と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

- (2) 日給制の場合

$$\text{日給} \div 1 \text{日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

- (3) 月給制の場合

$$\text{月給} \div 1 \text{箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 726 円)が適用される事業場で働く A さんの労働条件を、月給 125,000 円、1 日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 258 日とします。

$$\text{月給 } 125,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}$$

$$\div 8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 258 \text{ 日} \quad \div 726.7 \text{ 円} \geq 726 \text{ 円}$$

$$\text{この場合は最低賃金額以上となっています。}$$